

本学学生と保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその15

本学学生の皆さん、また4月から本学への入学が決定している新入生の皆さん、保護者の皆様、如何お過ごしでしょうか。

前回、2月25日に本学における新型コロナウイルス感染症対策の方針についてご説明した後、新規の感染者数は減少し、緊急事態宣言も解除されました。しかし、新潟県で見つかっている英国発の変異型ウイルスによる感染者は国内の約1割を占め、変異型感染のさらなる拡大が危惧されます。また、対策の切り札となるべきワクチンも、欧州からの輸入がままならず、接種は予定通りに進んでいません。

年明けから、わが国でも新型コロナウイルス感染による死者が急増し始め、3月24日までの集計では、感染者461,197名中死者は8,943名(1.94%)になりました。季節性インフルエンザによる年間感染者は約1,000万人、直接の死者数は約3,000~4,000人(0.04%)とされていますので、「新型コロナはインフルエンザ並みだ」「日本人は別なのだ」などというのは誤っています。このウイルスを軽んじてはなりません。

新型コロナウイルスが依然厄介である理由は、無症状の感染者からの感染が5割を超えており、感染クラスターに対応するだけでは不十分なためです。感染は20代、30代の若い世代に多く、若く、活動的で、行動範囲も桁違いに広いのです。しかし、国民の間では、「この程度なら大丈夫」という「コロナ慣れ」や、「もううんざり」という「コロナ疲れ」がみられます。緊急事態宣言が出ていても、いなくても、行動がさほど変わらないという状況では、感染は無症状者から拡大してしまいます。何度もお願いしていることですが、有効なワクチンの接種が完了するまでは、日頃の感染防御対策を徹底する他、対策はないのです。

本学では、かねてから感染防御対策の基本として、

(1) 会食・カラオケを回避すること、

(2) マスクを装着し、口・鼻に触れないこと、

(3) 健康観察と行動記録を継続すること、

の3項目を徹底するようにお願いしています。会食とカラオケは最も感染リスクが高い行動です。普段から同居している家族以外との会食は、ワクチン接種が終わるまで避けてください。マスクをつけて「静かな会食」をするのではなく、会食自体を回避してください。また、マスクは本来使い捨てするべきものです。昨年春のように極端な品不足ではなくなりましたので、使いまわしはやめましょう。

新潟県の対策本部は独自の「警報」を継続しています。次の3点を守り、高齢者への感染につながらないよう、特に注意するように求めています。新潟県では感染者が増加しており、変異型の感染が拡大している可能性が指摘されています。県の警報を再掲しますので、改め

て確認してください。

1) 感染拡大が見られる他都道府県との往来（出張、帰省等）はさらに慎重に判断し、極力控える

- ・ 県外と往来しなければならない場合は、飲み会や接待を伴う飲食は控える
- ・ 出張後や帰省中は、家の中でもマスクをする

2) 警報期間中は、普段顔を合わせない人との飲み会・食事は、極力控える

- ・ 単に会う場合でも以下を守る
体調が悪い場合は会わない（症状消失後も2日は×）／人数を絞る／短時間で会う／距離を取る／マスクは外さない

3) 次のイベントを実施する場合は感染防止対策を徹底する

○ 飲酒を伴う会合等

- ① 体調が悪い場合は参加しない（症状消失後も2日は×）
- ② オンライン会合を検討する
- ③ 人数を絞る／なるべく普段から一緒にいる人と
- ④ 短時間で行う（二次会を行わない）
- ⑤ 距離を取る（斜め向かいに座る等、配置を工夫）
- ⑥ マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底

以上、新潟県が求めていることは、本学の以前からの方針と同じです。私たちが今しなければならないのは、自らが感染しないように、周囲の人たちに感染させないように、慎重な行動を続けることです。これが本学学生の皆さんに求められる自覚と分別ということです。

本学では4月6日より新学期が始まります。こうした最中に感染クラスターが発生して、学内を閉鎖しなければならない事態になれば、大学全体が深刻な影響を受けることになります。皆さん一人一人に、自覚と分別ある慎重な行動を求めます。

本学では、3月25日に危機管理対策委員会を開催し、今後の方針を決定しました。今回は感染拡大の恐れがある地域を新潟県外の全ての地域として、県外への移動は自粛を求めます。併せて、新潟県内でも感染拡大が危惧されますので、県内における移動も自粛を求めます。不要不急の外出は控えましょう。この対策の有効期間は3月26日から4月29日までの5週間とします。9月に改訂した「行動制限レベル表」では、新潟県外への移動は極力控えるレベル1の規制を維持します。また、やむを得ず移動する場合は「14日ルール」を適用します。新潟に戻っても無症状であり、PCR検査の結果が陰性であれば、「14日ルール」を短縮することができます。詳細は「PCR検査受検運用ガイドライン」で確認してください。

以下、具体的な方針を示します。

1) 新学期の行動について

新2～4年生の皆さんは、次年度の授業が4月6日からオンラインと対面式の併用で始まりますので、既に連絡した通り、2週間前の3月22日までに新潟に戻ってくれていることでしょう。現在は「14日ルール」の適用期間にあたりますので、不要不急の外出は控えて、各学科で指定された健康観察と行動の記録を続け、万全の状態で6日の授業開始を迎えてください。

新入生の皆さんは、3月31日までに新潟に来ていただくようお願いしています。4月1日から17日朝までが14日間の「健康観察期間」にあたりますので、不要不急の外出は控えましょう。4月2日・5日のオリエンテーションと、3日の入学式はオンラインで実施します。6日から始まる前期授業は、16日まではオンラインで行い、17日に対面式によるオリエンテーションを実施して以降は、オンラインと対面式を併用した授業となります。

万一、体調がよくない場合は絶対に来学せず、速やかに学科担当者と学生課に報告するとともに、医療機関を受診してください。不明な点があれば、遠慮なく学科教員または学生課に問い合わせてください。

2) PCR検査について

「14日ルール」の適応のために、学習や課外活動等に重大な支障を生じる場合には、無症状であればPCR検査を受け、「14日ルール」を短縮することができます。大学が必要と判断したPCR検査の費用は、本対策の期間中は大学が負担しますので、学内クラスターを発生させないために、必ず所定の申請を行い、指示に従って受検してください。PCR検査を受検せずに学内で行動することは厳に慎んでください。

PCR検査で陽性と判明した場合、本学は当事者のプライバシーを全力で守ります。誹謗中傷からも全力で守ることをお約束します。

3) 入構について

構内に入構する場合は、「施設管理ガイドライン」に従ってください。4月からは各棟の指定出入口にサーマルカメラを計26台設置して、入構時の安全確保に努めます。施設利用前に必ず毎日、体温チェックを行って記録し、学内では常にマスクを装着し、必ず身分証を身につけてください。

万一、入構後に体調の異常を自覚した場合は、速やかに学科担当者と学生課に連絡を取り、指示に従ってください。

4) サークル活動等について

部活動、サークル活動、ボランティア活動等は、事前に「活動計画書」を提出して、安全

が確認されれば許可しています。顧問が不在のサークル活動については、学生課に相談してください。

強化指定クラブの活動は、監督・コーチの指示に従い、学内施設を利用する場合には、身分証を身につけ、感染防御対策を講じた上で行動してください。

学生、大学院生の皆さんには、感染リスクが高いアルバイト活動は引き続き「自粛」をお願いします。やむを得ない場合は、感染防御対策を徹底して対応してください。

5) 本学の学生支援について

本学ホームページには、学生支援機構を始めとする各種の奨学金制度をご紹介します。また、学費の延納や分納のご相談にもお答えしていますので、学生課に相談してください。

図書館は、土曜日も開館（9時～17時）して、皆さんの支援にあたりますので、ご利用ください。図書館の学習支援センターでは、学習に関する相談や各種のセミナーを用意していますので、ホームページで確認して直接センターに申し込んでください。就職に関する相談、面接の模擬練習に関する相談等も、全てオンラインでできるようにしていますし、学内で直接指導を受けることもできます。

どんなことでも、何か悩みを感じている皆さんは、遠慮なく各学科の担当教員や学生課に相談してください。精神科医師や臨床心理士による個別相談をオンラインや対面で受けることもできますので、学生課に申し込んでください。

繰り返しになりますが、本学学生としての自覚を持ち、分別ある、慎重な行動を続けてください。学内外を問わず、疑わしい症状を感じた場合には、速やかに学科担当教員・学生課に報告して、指示に従ってください。皆さんのご協力を今後も宜しくお願いします。

また、保護者の皆様には、本学の現状をご理解いただきまして、学生教育に今後も変わらぬご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月25日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊